

# 帝京平成大学動物実験運営部会内規

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この内規は、「動物の愛護及び管理に関する法律」(以下「法」という。)、 「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」(以下「飼養保管基準」という。)、 文部科学省策定の「研究機関等における動物実験の実施に関する基本指針」、及び日本学術会議作成の「動物実験の適正な実施に向けた指針」(以下「指針」という。)に基づき、科学的観点はもとより動物愛護及び環境保全の観点に加え、動物実験を行う教職員・学生等の安全確保の観点から、本学における動物実験を適正に実施するための必要事項を定める。

### (基本原則)

- 第2条 本学における動物実験については、飼養保管基準、基本指針、その他法令等に定めがあるもののほか、この内規および、本学動物実験小委員会細則の定めるところによる。
- 2 本学における動物実験の実施に当たっては、法令及び飼養保管基準に基づき、動物実験を行う際の原則である代替法の利用、実験動物の使用数の削減及び苦痛軽減を考慮し、適正に行わなければならない。

### (定義)

第3条 この内規でいう用語の定義は、帝京平成大学動物実験小委員会細則の別表2に示す。

### (適用範囲)

- 第4条 この内規は、本学において実施される哺乳類、鳥類及び爬虫類の生体を用いるすべての動物実験に適用される。
- 2 動物実験責任者は、動物実験の実施を本学以外の機関に委託する場合は、委託先においても、基本指針その他関係法令等に基づき動物実験が実施されることを確認しなければならない。

## 第2章 組織及び職務権限

### (部会の職務)

- 第5条 動物実験運営部会(以下「部会」という。)は、次の各号に掲げる事項について審議調査する。
- (1) 施設及び実験動物の飼養保管状況の適正性に関すること
  - (2) 事故発生の際の必要な措置及び改善策
  - (3) 動物実験の実施に係る教育訓練に関すること
  - (4) 動物実験の実施に係る自己点検・評価に関すること
  - (5) その他動物実験の適正な実施に関し必要な事項
- 2 部会は、必要に応じ動物実験責任者及び実験動物管理者から動物実験に関する報告を求めることができる。

(部会の組織)

第6条 部会は、次の者をもって構成し、委員は学長が任命する。

- |                                |     |
|--------------------------------|-----|
| (1) 実験動物管理者                    | 1名  |
| (2) 動物実験責任者                    | 1名  |
| (3) 動物実験に関して優れた識見及び経験を有する者     | 若干名 |
| (4) 実験動物に関して優れた識見を有する者(獣医等を含む) | 若干名 |
| (5) 学長が推薦した者                   | 若干名 |

(部会長)

第7条 部会長は、学長が任命する。

2 部会長に事故あるときは、部会長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(部会の招集)

第8条 部会は、部会長が招集し、その議長となる。

(委員以外の者の出席)

第9条 部会長は、必要に応じ委員以外の者を部会に出席させ、意見を求めることができる。

(委員の任期)

第10条 部会長及び委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### 第3章 飼養保管施設及び実験室

(施設等の承認)

第11条 実験動物の飼養・保管及び動物実験は、学長の承認を得た施設でなければ行うことができない。

(飼養保管施設の要件)

第12条 飼養保管施設は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさを保つことができる構造であること
- (2) 動物種、飼養保管数に応じた飼育設備を有すること
- (3) 床、内壁等の清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄、消毒を行う衛生設備を有すること
- (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を整備すること
- (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境の悪影響を防止する措置が取られていること
- (6) 実験動物管理者が置かれていること

(実験室の要件)

第13条 実験室は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 実験動物が逸走しない構造とし、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること
- (2) 排泄物、血液等による汚染に対して清掃及び消毒が容易な構造であること
- (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境の悪影響を防止する措置がとられていること

(施設の維持管理及び改善)

第14条 施設管理者は、動物実験の適正な遂行に必要な施設の維持管理及び改善に努めなければならない。

#### 第4章 実験動物の飼養及び保管

(実験動物の飼養及び保管)

第15条 部会長は、実験動物の導入、健康管理等実験動物の飼養及び保管に関し必要な事項を定め、動物実験実施者に周知しなければならない。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第16条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、前条により部会長が定める事項を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

(給餌・給水)

第17条 飼養者は、実験動物管理者及び動物実験実施者の指示を受け、実験動物の生理、生態、習性に応じて、適切に給餌・給水を行わなければならない。

(異種又は複数の実験動物の飼育)

第18条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養・保管する場合は、その組合せを考慮した収容を行わなければならない。

(記録の保存及び報告)

第19条 実験動物管理者は、実験動物の入手先、飼育歴、病歴等に関する記録を整備し、5年間保存しなければならない。

2 部会長は、年度ごとに飼養保管した実験動物の種類、数について、所定の飼養保管状況報告書により、動物実験小委員会委員長に報告しなければならない。

(譲渡の際の情報提供)

第20条 実験動物管理者及び動物実験責任者は、実験動物の譲渡に当たっては、その特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を譲渡先に提供しなければならない。

(輸 送)

第21条 部会長は、実験動物の輸送に当たっては、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保並びに人に対する危害防止に努めなければならない。

#### 第5章 安全管理

(危害防止)

第22条 部会長は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めなければならない。

2 部会長は、人に危害を加える等のおそれのある実験動物が施設等から逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡しなければならない。

3 部会長は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者への実験動物由来の感染症、実験動物による咬傷等に対する予防措置を講じるとともに、感染症等の発生時には速やかに必要な措置を講じなければならない。

4 部会長は、有毒動物を飼養・保管する場合は、人への危害発生防止のため、飼養保管

基準に基づき必要な事項を別に定めなければならない。

- 5 部会長は、実験動物の飼養及び動物実験の実施に関係のない者が実験動物に接触しないよう、必要な措置を講じなければならない。

(通 報)

第23条 施設において異常事態を発見した者は、直ちに動物実験実施者等に通報しなければならない。

(緊急時の対応)

第24条 部会長は、地震、火災等の緊急時の対応計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図らなければならない。

- 2 部会長は、緊急事態発生時において、実験動物の保護及び実験動物の逸走による危害防止に努めなければならない。

## 第6章 教育訓練

(教育訓練)

第25条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、次の各号に掲げる事項について教育訓練を受けなければならない。

- (1) 関係法令・指針並びに本学の定める内規等に関する事項
- (2) 動物実験の方法に関する基本的事項
- (3) 実験動物の飼養保管に関する基本的事項
- (4) 安全確保及び安全管理に関する事項
- (5) その他適切な動物実験の実施に関する事項

- 2 部会長は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名に関する記録を整備し、保存しなければならない。

## 第7章 自己点検・評価及び検証

(自己点検・評価及び検証)

第26条 部会長は、指針への適合性に関し、部会に自己点検・評価を行わせるとともに、その結果を動物実験小委員会委員長へ報告しなければならない。

- 2 部会長は、実験動物管理者、動物実験責任者、動物実験実施者、飼養者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。
- 3 動物実験小委員会委員長から指示があった場合、部会長は自己点検・評価の結果について、学外の有識者による検証を受けるよう努めなければならない。

## 第8章 情報公開

(情報の公表)

第27条 本学における動物実験に関する情報を、原則として毎年1回公表するものとする。

## 第9章 その他

(実験動物以外の動物の使用)

第28条 第3条第1号に定める実験動物以外の動物を使用する動物実験については、飼養保管基準の趣旨に沿って行うものとする。

(適用除外)

第29条 畜産に関する飼養管理の教育及び試験研究並びに畜産に関する育種改良を目的とした実験動物(一般に産業用家畜と見なされる動物種に限る)及び生態の観察を行うことを目的とした実験動物の飼養・保管については、この内規を適用しない。

(事務)

第30条 動物実験に関する事務は事務局総務課がおこなう。

(要領等)

第31条 この内規に関するその他の必要事項については、別に定めることができる。

### 附 則

- 1 この内規は、平成21年12月1日から施行する。
- 2 この内規は、平成22年4月1日から改定施行する。
- 3 この内規は、平成23年4月1日から改定施行する。
- 4 この内規は、平成24年4月1日から改定施行する。